

コロナ禍の法人決算・資金の状況

2020年7月決算から12月決算までの医科・歯科の医療法人の決算状況及び資金の状況について、コロナ禍の状況を考慮してまとめました。

1. 医科の状況

(1) 法人決算の状況 (単位: 万円)

項目	平均金額	赤字数	赤字比率
前年決算利益	379	4	22.2%
コロナ禍決算利益	-229	11	61.1%
コロナ支援利益	252	-	-
実質決算利益	-482	13	72.2%
前年比増減	-861	15	83.3%

(2) 資金の状況

項目	平均金額	運転資金倍率
コロナ借入前現預金	2,994	2.50
コロナ資金借入	1,922	
決算時点現預金	4,916	4.11
平均診療収入	1,197	

医科まとめ (18 法人)

- ・全体の約6割が赤字決算
- ・コロナ支援金平均252万円、適用者平均324万円
- ・コロナ支援金を考慮すると実質利益は482万円の赤字(全体の7割が赤字)
- ・前期比利益減少は861万円。全体の8割が前年比利益減少。
- ・運転資金の水準はコロナ借入前も2カ月超で2994万円
- ・コロナ借入平均1922万円、借入実績平均4325万円
- ・決算時点の運転資金水準は4カ月超で4916万円

2. 歯科の状況

(1) 法人決算の状況 (単位: 万円)

項目	平均金額	赤字数	赤字比率
前年決算利益	571	8	15.7%
コロナ禍決算利益	449	17	33.3%
コロナ支援利益	173	-	-
実質決算利益	276	21	41.2%
前年比増減	-294	30	58.8%

(2) 資金の状況

項目	平均金額	運転資金倍率
コロナ借入前現預金	2,231	1.86
コロナ資金借入	4,312	
決算時点現預金	6,543	5.47
平均診療収入	1,196	

歯科まとめ (51 法人)

- ・決算利益は449万円の黒字。全体の約3割が赤字決算
- ・コロナ支援金平均173万円、適用者平均284万円
- ・コロナ支援金を考慮すると実質利益は276万円の黒字(赤字は全体の4割)
- ・前期比利益減少は294万円。全体の6割が前年比利益減少。
- ・運転資金の水準はコロナ借入前1.8カ月超で2231万円
- ・コロナ借入平均4312万円、借入実績平均5498万円(分院借入有)
- ・決算時点の運転資金水準は5カ月超で6543万円

ドクター会計

令和 2 年分確定申告期限

3月15日は本来であれば確定申告の期限ですが、すでに発表されているように新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長されています。

それにより、振替納税の振替日も変更となっていますので、お気を付けください。

なお、申告期限は延長となっていますが、橋本会計では当初の申告期限内までに申告が完了するように申告作業を進めておりますので、ご協力をお願いいたします。

1. 延長後の申告期限

○ 申告期限及び納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人消費税	令和3年3月31日（水）	
贈与税	令和3年3月15日（月）	

○ 振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

2. 振替納税手続の簡素化

所得税の納税方法には、納付書での納付の他、コンビニ納付やクレジット納付、振替納税やダイレクト納付といった方法があります。その中でも振替納税は多くの方がご利用されています。

その振替納税制度について、令和3年1月より次の通り手続が簡素化されています。

① e-Tax の利用が可能に

今までは確定申告期限までに振替依頼書に必要事項と銀行印を押印し、所轄の税務署へ提出する必要がありましたが、令和3年1月から、e-Taxでの提出が可能になりました。

なお、ダイレクト納付利用届出書についても同様に e-Tax での提出が可能となっています。

② 納税地の異動届への記載により税務署変更の際の再提出が不要に

引越し等による納税地の異動に伴い管轄の税務署が変わった場合には、変更後の税務署へ振替納税の手続を再度行う必要がありました。この再提出を忘れてしまうと、振替納税が行われず納付漏れとなってしまいますが、令和3年1月からは変更前の税務署に、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した納税地の異動又は変更に関する届出書を提出すれば、改めて手続を行う必要がなくなりました。

医療承継

相続税率を考慮した暦年贈与額

前回のニュースにて、資産規模が大きく将来高い相続税負担が見込まれるケースでは、贈与税負担が生じても110万円を超える暦年贈与にメリットがある旨お話ししました。今回は具体的な事例を用いてその点解説いたします。

<事例>

- ・相続財産の見込…3億円
- ・相続人…子供2人
- ・仮に子供2人に710万円ずつの現金贈与を行ったとする



(贈与税額)

$$(710 \text{ 万円} - \text{基礎控除 } 110 \text{ 万}) \times 20\% - 30 \text{ 万} = 90 \text{ 万円} \quad (\text{特例税率適用})$$

子供2人の贈与税額の合計…180万円

(将来の相続税額の減少額)

相続人2人で3億円の相続財産があるケースでは、一番高い税率がかかる部分は40%の税率(※)になります。

710万円ずつ子供2人に贈与すると、合計1420万円の相続財産が減少します。



$$\triangle 1420 \text{ 万円} \times 40\% = \triangle 568 \text{ 万円} \quad (\text{相続税減少})$$

∴ 贈与税負担は180万円あるが、将来の相続税負担は568万円減少

具体的な贈与税額の目安は相続財産のボリュームや相続人の人数・構成に応じてケースごとに変化しますのでご相談ください。

基礎控除110万円を引いた後の金額	特例贈与税率 (20歳以上の子や孫等に贈与した場合)	控除額
200万円以下	10%	
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

課税対象額	相続税率
1000万円以下	10%
3000万円以下	15%
5000万円以下	20%
1億円以下	30%
2億円以下	40%
3億円以下	45%
6億円以下	50%
6億円超	55%

※相続財産3億円で相続人が子供2人の場合、 $(3 \text{ 億} - \text{基礎控除 } 4200 \text{ 万}) \div 2 = 1 \text{ 億 } 2900 \text{ 万円}$ の1人あたりの課税対象額になります。→ 税率40%の相続税率がかかる部分が存在します。